**中間市職員におけるソーシャルメディアの**

**利用に関するガイドライン**

　　現在、インスタグラム、フェイスブック、エックス（旧：ツイッター）、ラインやブログなどの「ソーシャルメディア」は、生活に欠かせない重要な情報の発信手段となっています。

中間市においても、今後市民への情報発信の手段として、また、市民からの意見の聴取や情報共有の手段としても、ますます重要な手段となることが見込まれます。

一方で、このソーシャルメディアには、匿名性や一方的な記述が可能であるという側面もあり、不正確な情報や不用意な記述が予想外の影響を引き起こす可能性もあることから、利用に当たってはそのメディアの特性や、職員としての社会的規範などを十分に理解しておくことが求められます。

そこで、中間市職員が公私を問わず、ソーシャルメディアを適切に利用し、その有用性を十分に活用できるよう、利用する際の基本的な考え方や留意点を明らかにするため「中間市職員のソーシャルメディアの利用に関するガイドライン」を定めます。

１　ソーシャルメディアの定義

　「ソーシャルメディア」とは、ホームページ、ブログ、インスタグラム、フェイスブック、ツイッター、ラインなどに代表される、インターネットを利用することにより双方向での情報のやりとりが可能な伝達手段をいいます。

２　ガイドラインの目的

　ソーシャルメディアは大変有効な情報伝達手段ですが、その情報が不正確であったり、法令

や公序良俗に反したり、あるいは意図せず特定又は不特定の人の感情を害するような場合には、

市政に対し想定しない影響や被害をもたらす場合があります。

このガイドラインには、それらのリスクを事前に回避できるよう、中間市職員が留意すべき

事項を明らかにするものです。

３　ガイドラインの適用範囲

　　このガイドラインは、地方公務員法の適用を受ける一般職職員（嘱託・臨時も含む）すべて

に対し適用されます。また、このガイドラインに定めのない事項については、企画課長に協議する

こととします。

　４　ソーシャルメディアの利用に当たっての基本原則

　（１）職員が公私を問わずソーシャルメディアを利用して情報を発信する場合には、職員であ

ることの自覚と責任を持たなければならない。

　（２）地方公務員法をはじめとする関係法令及び職員の服務や情報の取扱いに関する規定等を

　　　　遵守しなければならない。

　　（３）基本的人権、肖像権、プライバシー権、著作権等に関して十分留意しなければならない。

（４）一度ネットワーク上に公開された情報は完全に削除できないことを踏まえ、発信する情

報は正確に記述するとともに、その内容について誤解を招かぬよう留意しなければならな

い。

　　（５）意図せずして自らが発信した情報により他人を傷つけたり、誤解を与えたりした場合に

は、誠実に対応するよう努めなければならない。

　　（６）次に掲げる情報は発信しないこと。

　　　　ア　誹謗中傷や不敬な言い方を含む情報

　　　　イ　人種、思想、信条等の差別又は差別を助長させるような情報

　　　　ウ　職務上知り得た秘密及び個人情報（職員の情報を含む。）

　　　　エ　違法行為又は違法行為を煽る情報

　　　　オ　信憑性が確保できない情報

　　　　カ　わいせつな内容を含む情報

　　　　キ　その他公序良俗に反する一切の情報

　５　ソーシャルメディアを利用して、中間市の行政に関する情報を発信する際の留意事項

　　（１）守秘義務を遵守するとともに、意思形成過程における情報の取扱いに十分留意すること。

　　（２）自らの職務に関する情報を発信する場合はもちろん、自らの職務上関わらない事項であ

っても、守秘義務を厳守し、情報の取扱いには十分留意すること。

（３）自ら直接関わらない職務であっても、本市行政の情報を発信する場合にあっては、読み

手側では、一定の関係者という理解をされ、その記述が不正確な場合には、誤解される可

能性があることに十分留意すること。

（４）次に掲げる情報は発信しないこと。

ア　中間市又は中間市と利害関係にある者若しくは団体の秘密に関する情報

イ　中間市及び他人の権利を侵害する情報

ウ　中間市のセキュリティを脅かすおそれのある情報